

SPC JINJIKEN NEWS

特定技能の賃上げ連携 製造業 の人材管理団体設立 (6/25)

鉄鋼・電機・繊維など製造業の
主要な 30 団体は、外国人労働者
の受入れ拡大のため、新たな団体
「一般社団法人・工業製品製造技
能人材機構（JAIM）」を設立し、
25 日、経済産業省が特定技能外

国人受入事業実施法人として登録した。傘下に入
る計 7,000 社に対し、特定技能外国人の賃金
を毎年、大企業は 3%、中小企業は 1.5%引き
上げることが義務付け、未達が続く改善がみら
れない企業は除名され特定技能外国人の受入
れができなくなる。

障害者への合理的配慮に関する相談が 1 年半 で 4,600 件 (6/27)

内閣府が 26 日、障害者への「合理的配慮」
に関し、国が設置した窓口で障害者や民間事業
者から寄せられた相談が 3 月までの 1 年半で
計 4,602 件あったと発表した。事業者に対し合
理的配慮が義務付けられた昨年 4 月を境に、減
少傾向にある。相談内容は、障害者は「配慮を
求めたが断られた」、事業者は「具体的に何を
すればいいのか」が多かった。

2024 年度の国民年金納付率 78.6% (6/28)

厚生労働省は 27 日、国民年金の 2024 年度の
保険料納付率を発表した。78.6%（前年度比
0.9 ポイント増）と、13 年連続で前年度を上回
った。また、納付期限を過ぎた後払い分を含め
た 22 年度分の最終納付率は 84.5%（同 1.5 ポ
イント増）で、統計を取り始めた 04 年度以降、
過去最高となった。24 年 3 月から導入された

口座振替の電子申請やスマホ決済アプリの利
用者増などで納付率が上がったとみられる。

2025 年春闘賃上げ率最終集計 平均 5.25% (7/4)

連合は 3 日、春闘の最終集計を公表した。
5,162 組合分の回答全体としては、賃上げ率
（ベースアップと定期昇給を合わせたもの）の
平均は 5.25%（前年度比 0.14 ポイント増）と
なり、2 年連続で 5%以上の高水準となった。
一方、中小組合に限ると平均 4.65%（前年度
比 0.2 ポイント増）で、目標の「6%以上」に
は届かなかった。

外国人の国保「前納」可能に (7/5)

厚生労働省は、外国人による医療費の未払い
防止を目的に、国民健康保険の保険料を前納で
きる仕組みを導入する方針を決めた。海外から
の転入者を対象に、市区町村が住民登録の際、
1 年分など保険料をまとめて前払いしてもら
うことを想定している。市区町村の判断で来年
4 月から開始できるよう、今年度中に条例の改
正例などを通知する。

教員採用時のわいせつ行為処分歴の確認徹底 を要請へ (7/9)

私立学校を運営する 5,000 超の法人が、教員
採用時に確認が義務付けられている過去のわ
いせつ行為の処分歴について、国のデータベ
ースで確認していなかった問題を受け、阿部文科
相は 8 日、確認徹底を要請する考えを示した。
国公立学校も含めた調査の実施も検討する。

厚生労働省 スポットワーク「応募時点で労働契約成立」 関係団体に周知 (7/10)

厚生労働省は4日、「スポットワーク」について、原則として、求職者が求人に応募した時点で労働契約が成立するなどの見解をまとめ、関係団体に通知した。仲介事業者らでつくるスポットワーク協会は同日、通知を踏まえ、9月1日以降、働き手が求人への応募を完了した時点で解約権が留保された労働契約(解約権留保付労働契約)が成立するとの考え方に統一すること、マッチング後の解約は原則できないとした上で、正当な理由なく解約する場合、予定給与額の満額に当たる休業手当を支払う必要があるとの運用方針を示した。

ハローワークの検索・応募がスマホに対応 (7/15)

厚生労働省は、ハローワークに登録された求人の検索・応募画面を、2026年4月を目処にスマートフォンでも使いやすいよう対応させると発表した。若者層のハローワーク活用を促し、人手不足が深刻な医療や福祉などの就労につなげる狙い。同省によると、24年1月～6月に就職した人のうち、広告(インターネット上の求人等)の利用は31.1%、民間の職業紹介所が7.8%、インターネットを含むハローワークが16.0%だった。

政府が外国人政策「司令塔」を設置 (7/15)

政府は15日、外国人政策の司令塔となる「外国人との秩序ある共生社会推進室」を内閣官房に新設した。関係省庁の職員約80人で構成され、出入国管理の徹底や社会保険料の未納防止、土地取引規制、「経営・管理」ビザの要件厳格化等の課題に横断的に取り組み、省庁間で税・社会保険料の滞納状況を共有するシステムの整備も進める。

最低賃金の引上げ目安 労使議論が本格化 (7/22)

厚生労働省の中央最低賃金審議会は22日、今年度の最低賃金の目安を決める小委員会を開き、本格的な議論を開始した。参考指標として、食料品の消費者物価指数の前年比伸び率(昨年10月から今年6月まで平均6.4%)を示した。政府目標の2020年代に全国で平均1,500円を実現するには、1年当たり7.3%の引上げが必要。

人的資本に関する有報開示様式改正へ (7/23)

金融庁は人的資本に関する有価証券報告書の開示様式を改め、成長戦略と関連付けた記述を求める。従業員数などの記載項目と労働環境や人材育成の項目などの一本化、女性管理職比率や男女の賃金差の人的資本の記載項目への集約、単年度の実額しか開示義務のなかった従業員平均給与の増減率の記載義務化などを行う。2025年内に内閣府令を改正施行し、3月期決算の企業は2026年提出の有報から新しい様式での開示が求められる見通し。

実演家・スタッフの社会保障整備へ 新財団設立 (7/23)

舞台・音楽業界の14団体は一般財団法人「日本実演芸術福祉財団」を設立、23日に記者会見を開いた。フリーランスの実演家やスタッフの労災保険特別加入の手続き代行等を担う。9月に「労災保険センター」を設立予定で、費用負担の軽減を図り、加入を促進する。イベントが中止になった際の補償に向けた枠組みづくりも検討する。



要チェック

130 万円の壁対策 キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コースを新設

キャリアアップ助成金として、「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設されました（令和 7 年 7 月 1 日～）。これは、106 万円の壁対策である「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充し、130 万円の壁対策として新設されたものです。その概要は次のとおりです。

……キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コースの概要（厚労省のリーフレットより）……

拡充

年収の壁対策

労働者 1 人につき最大 75 万円助成します！

キャリアアップ助成金

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要 件		1 人 当 た り 助 成 額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5 時間以上	—	50 万円	40 万円	30 万円
4 時間以上 5 時間未満	5 % 以上			
3 時間以上 4 時間未満	10 % 以上			
2 時間以上 3 時間未満	15 % 以上			

要 件		1 人 当 た り 助 成 額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に 2 時間以上延長	—	25 万円	20 万円	15 万円
—	基本給を更に 5 % 以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

※複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象
※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が 30 人以下である事業主を指します。

注意点 対象となる労働者は、社会保険の加入日の 6 か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和 7 年 10 月 1 日加入の場合、同年 9 月 30 日まで）
- 取り組みを 6 か月間継続した後、2 か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は、本コースの計画書・変更書の提出は必要ありません。

★いわゆる「130 万円の壁」による働き控えの解消を図りたいとお考えの場合は、短時間労働者労働時間延長支援コース（新コース）の申請を検討してみましょう。なお、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請（切り替え申請）も可能となっています。ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

要チェック

令和 6 年度の精神障害の労災認定件数 初の 1,000 件超え 原因のトップはパワハラ

厚生労働省から、令和 6 年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

……令和 6 年度「過労死等の労災補償状況」のポイント……

●脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は 1,030 件で、前年度比 7 件の増加（うち死亡件数は前年度比 8 件増の 255 件）
- ・支給決定件数は 241 件で前年度比 25 件の増加（うち死亡件数は前年度比 9 件増の 67 件）

（次ページへ続く）

●精神障害に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は 3,780 件で前年度比 205 件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 10 件減の 202 件）
- ・支給決定件数は 1,055 件で前年度比 172 件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 9 件増の 88 件）
- ・出来事別の傾向
支給決定件数は、「上等等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224 件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119 件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108 件の順に多い。

★報道では、精神障害に関する事案の支給決定（労災認定）の件数が増加していること（6 年連続で過去最高を更新し、初の 1,000 件超え）や、その原因のトップがパワハラであること、3 位にカスハラが入ったことなどが話題になりました。

こうした現状を見ると、「社員がハラスメントを受け、精神障害を発症し、労災認定される」といった事態を未然に防ぐためにも、相談窓口の設置や研修の実施など、ハラスメント対策をしっかり講じておく必要性を改めて感じさせられます。

ハラスメント対策についてご質問があればお気軽にお尋ねください。

重要・要確認

令和 7 年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和 7 年 12 月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正といった令和 7 年度税制改正による改正規定が適用されます。

この改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和 7 年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

.....例：代表的な申告書（いわゆる「基・配・特・所」）.....

令和 7 年 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和 7 年 12 月年末調整用

基・配・特・所

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

① 給与所得者の基礎控除申告書

② 配偶者の氏名等

③ 給与所得者の特定親族特別控除申告書

④ 所得金額調整控除申告書



★令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。